

平成25年第2回定例会（12月議会）

農林水産委員会提出資料

（所管事項関係）

平成25年12月4日

農 林 水 産 部

目 次

- 1 「ふるさと秋田農林水産ビジョン」の見直し及び
「農林漁業振興臨時対策基金事業」の検証について〔農林政策課〕 -----1
- 2 平成26年産米の生産数量目標について〔水田総合利用課〕 ----- 2
- 3 秋田県水源森林地域の保全に関する条例（仮称）の骨子案について〔森林整備課〕 -----3
- 4 新たな林業研修制度の創設（案）について〔森林整備課〕 -----7
- 5 平成25年のハタハタの漁獲状況について〔水産漁港課〕 -----（当日配布）

1 「ふるさと秋田農林水産ビジョン」の見直し及び 「農林漁業振興臨時対策基金事業」の検証について

農林政策課

1 「ふるさと秋田農林水産ビジョン」の見直しについて

国の農政改革を踏まえ、県議会をはじめ、生産者や関係団体等から広く意見を聴きながら、今後の本県農業や農山村地域のあり方、施策の展開方向等について検討するとともに、その内容をビジョンに反映させるため、成案の策定を平成26年6月以降とする（当初策定予定：平成26年3月）。

2 「農林漁業振興臨時対策基金事業」の検証について

基金を活用した取組について、生産現場等の声を聴きながら、その成果や課題等を検証し、今後の対応方向を整理した。

なお、今後の基金のあり方については、引き続き検討していく。

※ 農林漁業振興臨時対策基金事業の取組の検証について（別冊1）

2 平成26年産米の生産数量目標について

水田総合利用課

1 本県への生産数量目標の配分

- (1) 国は平成26年産米の全国生産数量目標を、数量配分が始まった平成16年産以降、最大の減少幅となる26万t減の765万tに決定し、併せて過去6年間の米の需要実績等を基に、各都道府県に対し生産数量目標を配分した。
- (2) 本県の生産数量目標は、平成25年産に比べ13,390t減の433,040t（面積換算では2,340ha減の75,570ha）となり、3年ぶりに減少に転じた。

	26年産	25年産	対前年比
全 国	7,650,000 t (145 万ha)	7,910,000 t (150 万ha)	▲ 260,000 t (▲ 5 万ha)
秋 田 県	433,040 t (75,570 ha)	446,430 t (77,910 ha)	▲ 13,390 t (▲2,340 ha)
全国シェア	5.66 %	5.64 %	0.02 %

※（ ）内は面積換算値

- (3) 都道府県別の生産数量目標は、平成24年産米の需要が全国的に大きく落ち込んだことや、平成25年産米が豊作基調となったことなどにより、相当程度の過剰在庫の発生が見込まれることから、全ての都道府県で大幅に減少する結果となった。
- (4) 米の生産調整については、非主食用米への作付転換など新たな制度の定着状況を見極めながら、5年後を目途に、国による生産数量目標の配分の廃止が判断されるほか、経営所得安定対策についても見直しされるなど、米政策は大きな転換期を迎えている。
- (5) 稲作農家の経営安定のためには需給バランスの取れた生産を行うことが基本であり、県としては、市町村・関係団体と連携を図りつつ、引き続き需要に応じた生産が図られるよう努めるとともに、新たな米政策の下で将来展望を持って営農を継続できるよう、全庁を挙げて取り組んでいく。

2 市町村別の生産数量目標の配分

市町村別の生産数量目標については、秋田県農業再生協議会における配分数量の算定方針等の協議を踏まえ、12月26日（木）に配分する予定である。

3 秋田県水源森林地域の保全に関する条例（仮称）の 骨子案について

森林整備課

1 制定理由

近年、全国的に外国資本による森林取得が問題となるなど、適切な管理が行われないおそれのある森林の増加が懸念される状況にある。こうした中で、森林の有する水源涵養機能の維持増進を図るための条例を制定する。

2 内容

(1) 目的及び基本理念

水源森林地域の保全に関し、県、土地所有者等及び県民の責務を明らかにするとともに、水源森林地域における適正な土地利用に誘導することにより、森林の有する水源涵養機能の維持増進を図る。

(2) 責務

ア 県

- ・ 水源森林地域の保全に関する施策を実施する。

イ 土地所有者等

- ・ 水源森林地域が水源涵養機能を有することを深く認識し、県及び市町村が実施する水源森林地域の保全に関する施策に協力するように努める。

ウ 県民

- ・ 水源森林地域の保全に対する関心と理解を深め、県及び市町村が実施する水源森林地域の保全に関する施策に協力するように努める。

(3) 市町村との連携

県は、市町村が実施する水源森林地域の保全に関する施策に対して連携協力するとともに、水源森林地域の保全に関して必要があると認めるときは、市町村に対して必要な協力を要請する。

(4) 国との連携

県は、国と連携協力して水源森林地域の保全に関する施策の推進を図るとともに、国に対し、水源森林地域の保全に関する必要な措置を講ずるように求める。

(5) 水源森林地域の指定

ア 水源森林地域の指定

- ・ 知事は、森林の有する水源涵養機能の維持増進を図るため保全する必要がある地域を、水源森林地域として指定する。

イ 指定までの手続き

- ・ 知事は、水源森林地域の指定をしようとするときは、当該地域が所在する市町

村の長から意見を聴くとともに、指定する旨を公告し、指定案を2週間縦覧に供しなければならない。

- ・ 水源森林地域に指定しようとする地域内の土地所有者等及び利害関係人は、縦覧期間満了までに意見書を提出することができることとし、当該提出があったときは、知事は、意見書の提出者から意見を聴取する。
- ・ 知事は、水源森林地域の指定をするときは、その旨及びその地域を告示するとともに、当該地域が所在する市町村の長に通知しなければならない。

(6) 土地の所有権等の移転等の届出

ア 事前届出とその内容

- ・ 水源森林地域内の土地所有者等（売主）は、当該土地の所有権等の移転又は設定をする契約を締結しようとするときは、契約を締結しようとする日の30日前までに、知事に届出をしなければならない。

イ 報告及び立入調査

- ・ 知事は、売主に対し、必要な報告又は資料の提出を求め、又は職員に届出に係る土地への立入調査又は関係者への質問をさせることについて協力を求めることができる。

ウ 助言

- ・ 知事は、売主に対し、必要な助言を行う。
- ・ 助言を受けた売主は、買主に助言の内容を伝達する。
- ・ 知事は、買主に対し、直接助言を行うことができる。

(7) 勧告・公表

ア 勧告

- ・ 知事は、無届者に対し届出を行うこと、及び虚偽の届出者に対し虚偽の記載を是正するように勧告することができる。

イ 公表

- ・ 知事は、勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わない場合は、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

(8) 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、(6)・(7)は、平成26年10月1日から施行する。

3 今後のスケジュール

平成25年12月～平成26年1月 パブリックコメントの実施
平成26年2月 県議会への条例案提案

秋田県水源森林地域の保全に関する条例(仮称)の骨子案イメージ

1. 目的と基本理念

- 水源森林地域の保全に関し、適正な土地利用に誘導することにより、森林の有する水源涵養機能の維持増進を図る。

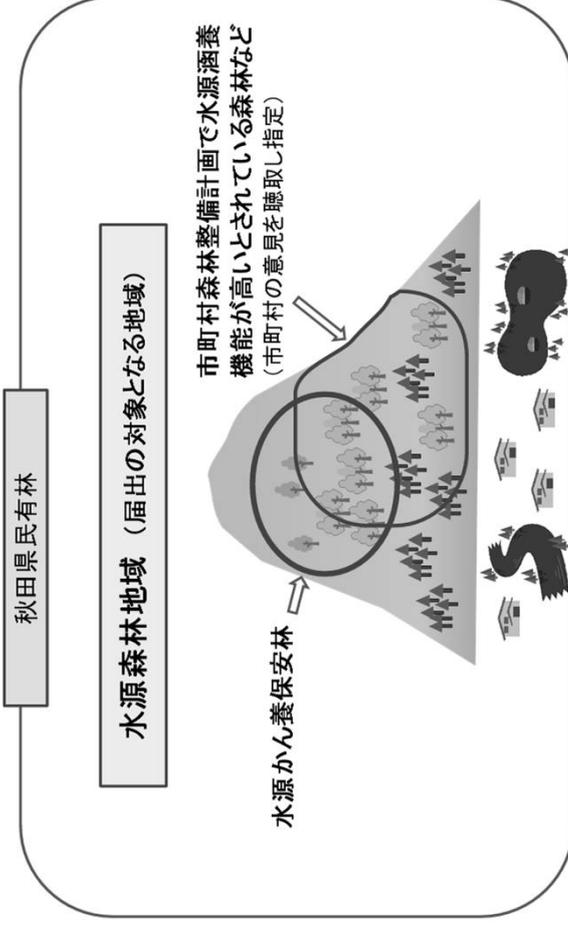
2. 水源森林地域の指定

- 届出の対象となる土地は、水源森林地域内の土地
(具体的には水源かん養保安林と水源涵養機能が高い森林など)
- 地域の指定方法は、林班単位
- 水源森林地域を指定(知事)するときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴取

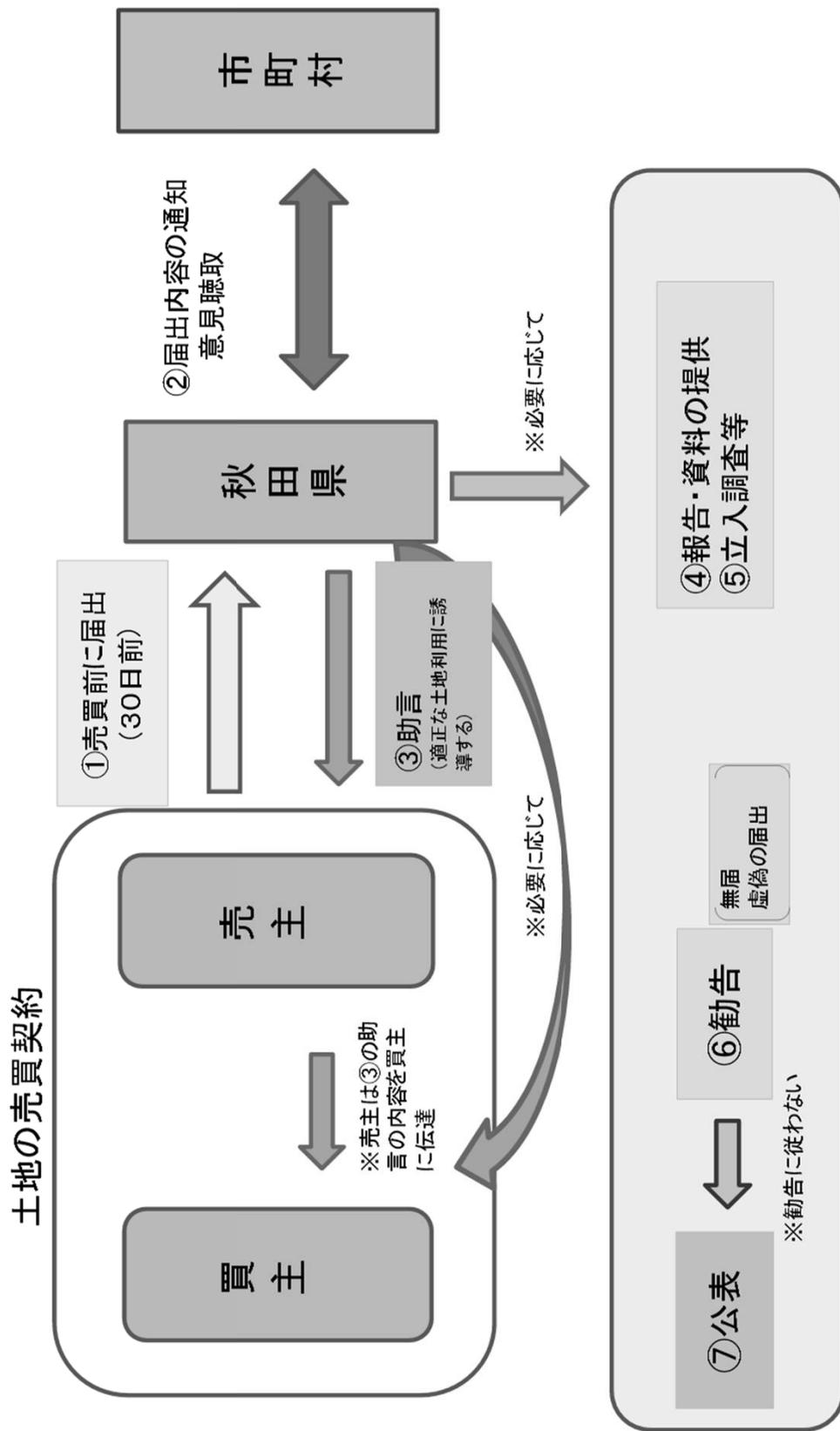
3. 事前届出制度の導入

- 水源森林地域における適正な土地取引の確保を図るため、土地に関する権利の移転等の事前届出制を設ける。
- 土地の売買の前の届出となるため、現に土地に関する所有権、使用及び収益を目的とする権利を有する者(売主)が届出義務者となる。

水源森林地域のイメージ



事前届出制度のイメージ



4 新たな林業研修制度の創設（案）について

森林整備課

1 設置目的

林業就業者の高齢化が進む中、今後増大する素材生産量に対応するとともに、低コスト生産に向けた高性能林業機械による作業を実践する若い就業者を確保するため、新たな林業研修制度を創設する。

2 研修期間

2年間（1,200時間程度/年）

3 研修人数

1年生：15人 2年生：15人 合計30人

- ・ 緑の青年就業準備給付金を活用（研修生1人当たり150万円/年）

4 研修場所

次の理由により、県森林技術センターで実施する。

- (1) 試験研究内容を反映した研修が可能である。
- (2) 既存施設（建物、フィールド等）の活用が可能である。
- (3) 東北森林管理局や市町村、林業・木材産業関係団体、高性能林業機械メーカー等と連携が図りやすい。

5 研修内容

- ・ 高性能林業機械による集中的な現場実習及び資格取得
- ・ 森林施業に関する知識・技術及び実習
- ・ 森林経営や木材流通加工及び経営マネジメント
- ・ 林業事業体におけるインターンシップ

6 今後のスケジュール

平成26年2月	県議会への条例案提案
平成26年4月1日	条例施行
平成26年4月	森林技術センターに人材育成部門を設け準備開始
平成26年9月	研修生募集開始
平成27年4月	研修開始

5 平成25年のハタハタの漁獲状況について

水産漁港課

本県のハタハタ漁は、沖合での底びき網と、一般に「季節ハタハタ漁」と呼ばれる沿岸での定置網及びさし網により行われている。

平成25年9月から来年6月までの今漁期の漁獲可能量は、1,920 tで、その内訳は沖合768 t、沿岸1,152 tとなっている。

現在の漁獲状況は、次のとおりである。

1 沖合における漁獲状況

- 本年9月18日から12月8日までの底びき網による漁獲量は約452 tで、前年同期比約142%となっている。
- 魚体の組成は、中型の2歳魚が主体で、これに小型の1歳魚が混じっている。

2 沿岸における漁獲状況

- 季節ハタハタ漁は、11月28日に男鹿市船川港で約1.7 tの水揚げがあり、昨年より2日早い初漁日となった。
- 翌29日には、北浦で約3 t、八峰町八森で約0.5 tの水揚げがあった。
- 12月8日時点の漁獲量は約288 tと前年の約213 tを上回っており、これから盛漁期を迎える。

【12月8日時点の地域別沿岸漁獲量】 (単位：t)

地 域 名 / 年	平成25年	平成24年
県 北 部	61.07	57.29
男 鹿 北	85.81	110.62
男 鹿 南	131.94	40.90
県 南 部	8.84	4.63
計	287.66	213.44

(水産振興センター調べ)